

7 東彼杵町条例第42号

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在における期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在における期末手当基礎額に_____100分の172.5_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

第2条 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (期末手当)<br>第6条 (略)<br>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在における期末手当基礎額に <u>100分の175</u><br><u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</u><br>(1)～(4) (略) | (期末手当)<br>第6条 (略)<br>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在における期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。<br>(1)～(4) (略) |

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条による改正後の東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (期末手当の内払)

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。